

ウズベキスタンのマハラと法

樹神 成

はじめに

日本の政府開発援助（ODA）としての法整備支援は、体制移行諸国を対象としている。日本のODAでは、体制移行諸国は、モンゴル、中・東欧諸国、中央アジア・コーカサス諸国およびベトナム・中国であるとされている。

鮎京正訓の指摘によれば、法整備支援が「これらの諸国に与える影響を考察しておくことは、これらの諸国の法の地域研究としても内在的に固有の課題である」⁽¹⁾。法整備支援が対象国の法に与える影響を考える前提は、その国の法がどのような特徴をそもそももっているかを明らかにすることである。そうでなければ、法整備支援による影響も測りようがない。名古屋大学法学部の進める科学研究費による法整備支援プロジェクトの研究テーマとして、伝統または伝統法の影響が提起されているのも、法整備支援にあたって、対象国の法の特徴を知ることの重要性を示唆している。

この論文では、中央アジア諸国の法の研究がどのような意味をもちうるかを自問した後、ウズベキスタンの近隣共同体であるマハラが秩序維持や紛争解決に果たしている役割を検討するなかで、現代のウズベキスタン法の特徴の一端に触れたい。

なお、中央アジアという日本語が指す地理上の範囲には、広義の場合と狭義の場合とがある。広義では、アジアの中央部を意味し、中国のタリム盆地からカスピ海に至る内陸乾燥地域をさす。狭義では、旧ソ連側の西トルキスタン⁽²⁾を意味し、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンおよびトルクメニスタンの地域をさす（広辞苑）。ODAの一環としての法整備支援の対象としての中央アジアはこの狭義の意味の中央アジアであろう。この論文でも中央アジアという言葉が示す地理的な範囲は日本語のこの狭義の意味に従う⁽³⁾。

1 研究対象としての中央アジア諸国の法

(1) ベトナム・中国および中・東欧諸国（ポーランドやハンガリー、旧ユーゴスラビア）について、社会主義法研究の一環としてこれらの国を専門とする法学研究者が存在してきた。体制移行の進行とともに、これらの国の法への関心はさらに広がりつつある。中国法やベトナム法は言うまでもなく、ガンボジアやラオスについても専門家が育ちつつある。

これにたいして、中央アジア諸国の法は、法整備支援の対象国としてあがっている他の地域とちがい、これまでほとんどの独自の研究対象となつてこなかつたし、専門家も育っていない。中央アジア諸国は旧ソ連のイスラム地域であつたにもかかわらず、そのことが、中央アジア諸国の法に関心を引きつける理由とはならなかつた⁽⁴⁾。法学の分野では、ソ連における社会主義法とイスラム法との関係についてはほとんど関心をもたれなかつたし、重要であるとも捉えられてこなかつた。

中央アジア諸国の法は、社会主義法または体制移行諸国の法という視点からだけでなく、比較法の対象としても重視されていない。ソ連が存在したときには、中央アジア・コーカサス諸国の法は、比較法における法系論の分類では社会主義法に一括されてきた。ソ連がなくなり、中央アジア諸国が独立国家となつても、中央アジア諸国の法に比較法上の独自の意味が与えられているわけではない。

アジアを地理上で区別すると、東アジア、南アジア、西アジア、東南アジアおよび中央アジアに区別することができよう。これまで多くの場合、このなかで中央アジアと東南アジアは独自の法文化をもつとは考えられてこなかつたといえる。たとえば、ツヴァイゲルトとケッツの『比較法概論・原論』は、ロマン法圏、ドイツ法圏、英米法圏、北欧法圏および社会主義法圏の他に、「その他の法圏」として、極東法圏、イスラム法およびヒンドゥー法をあげていた⁽⁵⁾。極東法圏は、儒教文化圏と読み換えることも可能であろう。そして、これらの「その他の法圏」は、地理上は、東アジア、西アジア、南アジアに対応しよう⁽⁶⁾。

このように社会主義法論としても、比較法論としても中央アジア諸国の法はこれまで関心を集めてこなかつた。中央アジア諸国の法についての関心と研究の蓄積が少ない原因は、単純ではあるが、中央アジア諸国がソ連時代には独立国でなかつたことに求めることができよう。しかしながら、より重要なことは、中央アジア諸国の法が社会主義法論としても、比較法論としても独自の研究対象とするに足る特徴をもっていないと考えられてきたことである。

(2) 1958年にタシケントを訪れた加藤周一は、その地のイスラム教について関心をもっていた。それは加藤周一がタシケントを訪問した当時、加藤周一の言葉を借りれば、次のようなことが問題となつていたのである。すなわち、「西欧では中東から北アフリカへかけてのアラブ諸国が共産主義化するだろうか、しないだろうかという問題と関連して、その地方に根強い回教の信仰が共産主義の影響の拡大に対し、決定的に大きな障害となる」のかどうかということであつた。つまり、社会主義とイスラムとの関係が国際政治上の問題のひとつであつた。

かれは、「そういう考えを肯定するにしても、否定するにしても、もし回教の信仰の強かつたところに、共産主義の政権ができ、その後四十年を経過して、回教がどうなったかを観察することができれば、有力な参考資料となるに違いない」⁽⁷⁾と考へ、タシケントにおいてソ連の社会主義とイスラム教との関係を検討する。

加藤の得た結論は次のようなものである。「回教は社会主義四十年の歴史の間に、中央アジアで千年以上も培つてきた力を失つたように思われる」。……「東ヨーロッパにおけるキリスト教とは意味がまるでちがう。共産主義と回教は、回教側のいわば無条件降伏の後に、平和に共存しているらしい。意外にも狂信的といわれる回教の側に抵抗の根強さがみとめられない」。……「回教は

個人主義と近代的技術とのない社会に、千年以上も旧態を保存していた。突然共産主義が眼のまえにあらわれたとき、個人の解放も技術の導入も、すべて近代的なるもの一切が、自分の手のなかにはなく、相手の手のなかにあることを発見した。「回教の側に適応の経験と能力がなければ、大衆への影響力を失って終わる他はなかったと思われる」。……「中東から北アフリカへかけて共産主義の影響の拡大しにくい場所は、おそらく回教の力が強いところではなく、ヨーロッパの個人主義的文化の影響の強いところであろう」⁽⁹⁾。

この45年前の加藤周一の観察と結論は、次のことを強調しているといえる。第一に、東ヨーロッパにおけるキリスト教と中央アジアにおけるイスラム教の違い、第二に、ソ連の社会主義は中央アジアに近代をもたらしたという見方、第三に、イスラムの伝統もソ連の社会主義も、ともに個人主義とは対立するという見方である。

つまり、ここでの加藤周一は、ソ連の社会主義のもとで中央アジアのイスラムに「抵抗の根強さ」が見られない原因をイスラムのなかに求め、「個人の解放も技術の導入も、すべての近代的なるもの一切」を代表するものとして中央アジアにおけるソ連の社会主義を捉えている。加藤周一は、「ニュー・デリーからタシュケントへとびさえすれば、誰でもみとめざるをえないおどろくべき事実」として、「四十年の社会主義はそこで自然を変えた。あるいは少なくとも四百年の人間の歴史を一挙にとびこえた」という表現を残している⁽⁹⁾。加藤周一は、ソ連の社会主義が中央アジアにもたらした近代化の側面の大きさを指摘している。

このような加藤周一の仮説を法の分野に当てはめると、イスラム法はその前近代性ゆえに影響力を失い、社会主義法がそれに代わったということになる。この見方からは、イスラム法は、中央アジア諸国の社会主義法に独自の特徴をもたらすような力をもたなかったということになる。

ソ連の社会主義法は、その法技術の点および法を運用する制度の面では、大陸法に近い。ウズベキスタンの法学研究者のなかには、ソ連の社会主義法の意義を、法典化による法の整備・体系化や裁判所等法保護機関の形成、弁護士制度の導入、世俗的法学教育といった点に求める者もある⁽¹⁰⁾。ここに挙げられていることは、近代的な法制度の運用には不可欠なものばかりである。その意味では、ソ連の社会主義法が中央アジア諸国に近代的な法制度をもたらしたとすることができる。

(3) 1991年にソ連が解体し、中央アジア諸国が独立して10年の年月が過ぎた。検討すべき問題は、ある意味では、加藤周一がウズベキスタンを訪れた時期、つまり冷戦の時期よりも複雑になっている。そして、その複雑さは中央アジア諸国の法が研究対象として意味あることを示していると思われる。

第一に、ソ連の社会主義の解体とともに、中央アジア諸国は体制移行の道を進み、新たな憲法が制定され、市場経済化に道を開く法律が採択されてきたものの、それらをつうじて、かつては欠けていた個人主義、あるいはそれに体现されるような近代的諸価値の実現が進んだかということ、中央アジア諸国においては、必ずしもそうとばかりは言い切れない状況にあることである。

中央アジア諸国の体制移行にはそれぞれ特徴がある。しかしながら、統治の面では、大統領の権力がきわめて強い権威主義である点で共通している。このような状況となる原因の分析が課題となろう。

この点について、ここで指摘しておきたいことは、中央アジア諸国が、ソ連という窓をつうじて近代を見ていた、あるいは地理的な言葉を使うと、ヨーロッパを見ていたことの意味である。ソ連という窓をつうじて受容された近代は、加藤周一も指摘するように個人主義を欠いたものでもあった。ソ連の社会主義は中央アジア諸国に近代をもたらしたが、個人主義をもたらしたわけではない。

そうであるとする、中央アジアのイスラムとソ連の社会主義とは、個人主義の欠如という点では共通する。このように考えると、「抵抗の根強さ」が認められない原因を、ソ連の社会主義の圧倒的な近代性ではなく、個人主義の欠如という点での共通性に求めることも可能となろう。つまり、ソ連の社会主義は、中央アジア諸国の伝統的な社会秩序を根本的に変革したのではなく、別の形に再編したのだというように見ることも可能だろう⁽¹¹⁾。

加藤周一が40年以上も前に指摘していた個人主義の問題を、ソ連の解体と体制移行を経験する中央アジア諸国についてどのように見るべきであろうか。この問題は、比較法文化論が提起しているような西欧法と非西欧法という二分論とも関係している。比較法文化論は、社会秩序の類型論という面をもち、社会秩序の形成における法の位置を問題とする。この観点から、比較法文化論は、社会秩序を、西欧法秩序と非西欧法秩序に二分するが、この二分により、西欧法秩序の理念型を理想化するのか、あるいは両秩序の並立関係を強調するのかによって、比較法文化論のもつ意味は大きく異なる。

第二は、中央アジア諸国におけるイスラムをどう見るかが改めて問題となっていることである。ソ連の社会主義の崩壊とそれに伴う冷戦の終焉は、社会主義とイスラムという対立図式を過去のものとした。「文明の衝突」論⁽¹²⁾が主張されるとともに、現実政治の世界では、イスラム原理主義とアメリカという対立図式が生みだされ、さらにそれを越えてアメリカによるイスラム世界の「民主化」（「親米化」）のうごきがあると言われるような状況となっている。

ソ連の社会主義に圧倒されたと考えられてきた中央アジア諸国のイスラムは消滅したわけではなく、他の地域のイスラムの影響も受けて復活した。このような現象は、中央アジア諸国だけではなく、旧ソ連のイスラム圏全体について見られる。

旧ソ連のイスラム圏は広い範囲にわたっている。中央アジア諸国の他に、ロシア連邦内のヴォルガ中流からウラルにかけてのタタルスタンおよびバシコルトスタンといった共和国および北カフカースのダゲスタン、チェチェン、インギーシ、カバルダーバルカル、カラチャイ・チェルケシアといった共和国である。独立国としては、ザカフカース地域のアゼルバイジャンがある。つけ加えれば、中国の新疆ウイグル自治区もイスラム圏である。

イスラムの特徴は宗教であるとともに、イスラム法により社会秩序を形成してきた点にある。旧ソ連のイスラム圏でのイスラムの宗教としての復活は、イスラム法の復活までもを意味しているわけではない。しかしながら、社会主義化する以前にはイスラム法が適用されていたことの影響の評価、またイスラムの復活のなかでのイスラム法の位置づけが、新たな検討課題となっている。そのことは、ソ連の社会主義の一適用地域以上の意味をもたないと考えられてきた中央アジア諸国の法についての新たな見方を要請している。

たとえば、ウズベキスタンの法学者のA. X. サイドフは、ウズベキスタンの法史の特徴を「法

的伝統の多元性」と考え、ウズベキスタンの法史を描いている⁽⁴³⁾。かれによれば、ウズベキスタンの法史は次の四つの時期に分かれる。第一期は、イスラム法確立の以前の時期。第二期は、イスラム法の時期で、8世紀から19世紀後半までの時期。第三期は、「ウズベキスタン法発展の植民地時代」で、ロシア帝国の植民地であった時期からソ連の時期の19世紀後半から1991年までである。第四期は、1991年9月からはじまる時期である。

第一期においては、ウズベキスタンの地が「絹の道」をつうじた東西交流の結節点であり、仏教やゾロアスター教、マニ教が存在するとともに、すでに高い法文化が存在したことが指摘されている。第二期においては、イスラム法がこの地域に導入されるとともに、この地域でのイスラム法の形成がこの地域の地方慣習法を取り入れて進んだことが強調され、またウズベキスタンの地域がスンナ派（ハナフィー派）のイスラム法学の中心地であったことが指摘されている。ウズベキスタンの地域においては、モンゴル帝国の支配を受けたものの、モンゴル法（ヤサ）の影響は小さかったとされている。第三期においては、「ヨーロッパ型の法的規制」が取り入れられるとともに、革命後の1920年代までは、「イスラム法が一定の影響力を維持」していたことが指摘され、この時期には、「法体系の二元性」が存在していたとされている。

サイドフは、このようにウズベキスタンの法史を整理しつつ、次のようにのべる。「法改革はウズベキスタンにとって伝統的な宗教的倫理的原則および規範に基づかなければならない。そうした場合にだけ、法律は生命力を獲得するし、社会により受け入れられる」。ここでサイドフが指摘しているのは、立法における伝統的な規範の考慮である。サイドフが挙げているのは、ひとつは「民族文化の部分」としてのイスラムであり、もうひとつは国家の共同性とパターナリズムの強さであり、またウズベキスタンにおける集団原則（私的、個人的利益にたいする集団利益の優越と個人原則の弱さ）の強さである⁽⁴⁴⁾。ここでサイドフが主張しているのは、ウズベキスタンには歴史のなかで形成されたウズベキスタンに特徴的な規範意識があり、法改革にあたってはそれを考慮すべきということである。サイドフの主張の特徴は、伝統的な法意識を消極的に捉えず、また克服の対象とも捉えないことにある。

このような態度は、近代と伝統とを対立し、矛盾するものと考えてきた戦後の日本の法学の立場とは大きく異なる。「西ヨーロッパの先進資本主義国家ないし近代国家の法典にならって作られた明治の近代法典の壮大な体系と、現実の国民生活のあいだには、大きなずれ」があり、「そのずれはその後の日本の近代化ないし資本主義の発展によってどのように変形したか、そして、第二次大戦後の全く新しい政治体制—それは現在の『日本国憲法』によって象徴される—と、それに連なる経済的・社会的体制のもとで、現在、そのずれはどのように変化しあるいは後退しあるいは消滅しつつあるのか⁽⁴⁵⁾」というのが、日本の戦後の法学の問題意識であった。

サイドフの場合は、「ずれ」を意識していないのではなく、この「ずれ」を日本の法学に伝統的な「近代対伝統」の緊張関係では見ないという点に特徴がある。かれの見方では、体制移行に伴う「近代法典」と伝統的規範意識とは共存しなければならないものである。そのような共存がもたらすのは、サイドフが1920年代まで存在したとしている「法体系の二元性」という状況とある意味で似た状態であろう。この点に関連して興味深いのは、チェチェンやダゲスタンといったイスラム原理主義の影響を受けたとされる共和国を抱えるロシア連邦の法学者が、帝政ロシア

時代のイスラム教地域における法政策を評価し、認識論としての法多元主義ではなく、言わば、政策論としての法多元主義を提唱しはじめていることである⁽¹⁶⁾。

2 ウズベキスタンの近隣共同体——マハラ

ここまでの検討で、中央アジア諸国の体制移行における個人主義および伝統的規範（意識）をめぐる問題が課題であることを指摘した。このような課題を意識しつつ、ウズベキスタンにおけるマハラを検討したい。

(1) マハラは古い起源を有するウズベキスタンの歴史的伝統的な近隣共同体であり、ソ連の時代にも絶えることなく存続した。マハラの起源を明らかにすることは今後の課題であるが、「サマルカンドとかブハーラーといった比較的大きなオアシス城郭都市」は「さらに多数のマハラとかクザールと呼ばれる、小さな居住区に分割」されていたとの指摘がある⁽¹⁷⁾。マハラは「共同生活の方法であるだけでなく、いつでも支援を得られる機会」であり、マハラにおいては冠婚葬祭や作業が共同で行われ、マハラの長老から気がかりな問題への答えを得るとともに、かれらにたいして紛争の解決を求めることができた⁽¹⁸⁾。このように居住の場において相互扶助および紛争解決の機能を果たしてきたマハラは、ウズベキスタンが独立すると憲法上の自治機関となった。2003年は「マハラの年」とであると宣言され、マハラ重視政策が採用され、マハラの改革が試みられようとしている。

ウズベキスタンでは、州、地区および市は国家権力機関であり、その代表機関は人民代議員ソビエト（第99条）で、当該区域の代表権力および執行権力を率いるのは任命制の長官（ホッキム）である（第102条）。これたいして、町、村および遊牧村ならびに市、町、村および遊牧村のマハラは自治機関とされている。ウズベキスタン憲法の第105条は次のように定める。すなわち、「町、村および遊牧村ならびに市、町、村および遊牧村のマハラにおいて自治機関であるのは、市民集会ならびに2年半の任期で選出される長（アクサカル）およびかれの顧問である」。「市民自治機関について」の法律は、市民自治をウズベキスタンの全土で実施するとし、市民自治の行政区画を、町、村、遊牧村およびマハラであると定めている（第5条）。なお、ウズベキスタンの自治制度は複線型である。ウズベキスタンでは州がもっとも広域の行政区画であり、州の都市部には市が、農村部には地区が存在する。都市部では自治機関は市のマハラであるのにたいして、農村部の自治機関は二層制で、町、村および遊牧村とそこに存在するマハラとが自治機関である。

「市民自治機関について」の法律は1994年に制定され、1999年に改正されている。この改正の要点は次の通りである⁽¹⁹⁾。市民自治の概念の明確化、市民自治機関の活動の基本原則の明確化、市民自治機関設置の地区の長官による決定制の廃止、国家的支援の強化、市民自治機関の機構の拡大、市民自治機関の活動の自主性の保障の拡大、市民自治機関の公務員の選出等手続の詳細化、市民集会の幹部会の会計報告義務ならびに市民自治機関からの訴えの国家機関および国家公務員の検討義務である。これらのことからすると、1999年の改正で、市民自治機関についての制度化が一層進んだといえる。しかしながら、市民自治機関は、現在進行形で発展している制度であり、また一層の強化が図られようとしていることから、1999年法が定める内閣承認の模範規定は定められないままとなっている。

「市民自治機関について」の法律は、市民自治機関として次のものを挙げている（第7条）。すなわち、市民集会、市民集会の幹部会、市民集会の活動の基本方向についての委員会、市民集会の監査委員会である⁽²⁰⁾。

市民集会は、必要に応じて、長または幹部会が招集するが、四半期に一度は開かなければならない（第18条）。現実には、一年に6回程度（隔月）で市民集会が開かれる場合が多い⁽²¹⁾。これだけの回数の市民集会を成人全員というかたちで開催するのは明らかに困難であり、法律は、代表者の集会という形の市民集会も認めている（第7条）。むしろ、通常は代表者の集会（会議）を行い、とくに重要な問題を検討するときに臨時集会として全員集会を開く場合が多い。例えば、人口約200万のタシケントでは、マハラが約450あり、単純に平均を取ると一マハラ当たりの人口は約4,500人程度となる。ウズベキスタン全土で見ると、マハラはこれより小さい場合もあるが、当然大きい場合もあり、中には人口で万人をこえる場合もある。このような規模で、成人全員の集会を開くことは簡単ではない。そこで、マハラのなかにダハーというより小さな単位を置くものがあり⁽²²⁾、また多くの場合は街区ごとに代表者を選出している。なお、「調査報告書」によれば、マハラの平均人口は約2,000人である。

市民集会の活動の基本方向についての委員会としてどのような委員会が設置されているかについては、マハラごとに異なる。整備委員会や冠婚葬祭委員会、調停委員会、女性委員会（婦人会）、未成年者委員会、スポーツ委員会が設置されている。また、倫理・啓発委員会や退職者委員会、防犯委員会、公共料金支払監督委員会等が設置されている場合もある⁽²³⁾。この他、市民集会には、低所得家族への扶助および子供がいる家族への手当の給付の決定についての権限があり（第11条）、そのための委員会が設置されている。さらに、行政委員会として、監査委員会および行政的違法反の問題を審理する委員会を設置するとの規定がある（第15条）。

「市民自治機関について」の法律は「市民自治機関は国家権力機関の体系を構成しない」（第7条）と定めるが、しかし国家権力機関（具体的には、地区または市の長官）の側からの影響を受ける。長とその顧問および市民集会の活動の基本方向についての委員会の委員は市民集会が選出する。この選出は、「普通、平等および直接の選挙権」にもとづくが、投票自体は公開投票にするか秘密投票にするかを市民集会が決定することになっており（第8条）、公開投票である場合も多い。「市民自治機関について」の法律は、長は当該の地区および市の長官の同意を得て選出されると定めている（第20条）。これについて批判的な見解もあるが⁽²⁴⁾、この同意を、権力的命令的な権限ではなく、非権力的な勧告として説明することで正当化しようとする場合も多い。このような形で長官が影響をあたえる機会となっているのは、投票に先立って行われる候補者選出会議である。この会議に市民集会の幹部会等が複数の候補者を提案する。その中に、長官の推薦する人をふくめることが可能である。また、長は、市民集会の決定により任期前に解任することができるので（第20条）、長官は職務を遂行せず、誠実でない長の再選挙を提案することもできる⁽²⁵⁾。なお、長官は、候補者の前科等を調査する役割を果たしている。

「市民自治機関について」の法律は、長と書記（または勤務員）にたいして、市民集会の自己資金または法律で定められた手続で地方予算を利用することにより、かれらに給与を支給することを認めている（第22条）。マハラに関連する職で、これらの職以外の者にも給与が支払われる場

合がある。それは、各マハラに配置される駐在員と教育組織員である。前者はマハラにおける法秩序の維持を担当し、教育組織員は25才までの人を対象に活動し、防犯および風紀について駐在員と協力する⁽²⁶⁾。マハラの経済的な基盤はこれらの職にある者の人件費を賄うほどには通常は大きくなく、長や書記、駐在員、教育組織員の給与は地方予算から出ていると考えられる。このように、マハラまたはそれに関連する職にたいして給与が支払われていることは、マハラがウズベキスタンにおける体制統合のうえで果たす役割への期待を表している。

(2) 以上のようにマハラの機関には国家権力機関の側から影響がおよぶ。その役割または権限という点からも、マハラが体制末端機能を果たしていることは否定できない。

例えば、それぞれのマハラには必ず「チャイハナ」という集会所がある。「チャイハナ」には普段から男性の高齢者が集まり、かれらの社交場となっている。この「チャイハナ」には大統領の演説や政府の決定、新聞が置かれており、国の政治から地域の問題までが「チャイハナ」で話題となる。「チャイハナ」はこれらの情報の伝達と交換の場であり、一種の「宣伝センター」の役割を果たしている⁽²⁷⁾。

また、「市民自治機関について」の法律が定めるマハラの市民集会、幹部会および長の権限からも、マハラが体制末端機能を果たしているといえる。たとえば、市民集会は、大統領選挙および議員選挙の投票区選挙管理委員の候補者を選挙区選挙管理委員会に提案する。また市民集会は、地区または市の人民代議員の候補者の推薦について決定を採択し、国会議員および州人民代議員の候補者の推薦のために市民の候補者に関する提案を当該代表機関に提出するという権限をもっている(第10条)。幹部会および長は、非登録の宗教団体の活動を阻止する権限をもっており、また社会秩序の維持ために法保護機関と協力することになっている。駐在員および教育組織員が各マハラに配属されているのも、治安維持または秩序維持におけるマハラの役割を高めている。

しかしながら、マハラはそうした面だけをもつのではない。まず、「市民自治機関について」の法律の定める市民集会、幹部会および長の権限のなかから、体制末端機能以外でマハラが果たす機能を指摘しよう。

マハラは、「区域の総合発展、居住区域の整備と衛生状態の改善に向けた計画」(第10条)をもち、マハラの区域の住環境や生活環境の向上に果たす役割を期待されている。マハラは、自分自身でこの課題に取り組むとともに、この課題が国家権力機関の都市計画や土地利用計画や私人による土地所有権の行使、さらにはマハラの区域にある企業等の活動に影響を受けることから、マハラは国家権力機関や私人、企業等にたいして区域の住民の立場を代表して住環境や生活環境の向上のために影響力を行使しなければならない。このような影響力の行使が、法的な規制権限に裏打ちされたものか、あるいは事実上のものかという問題は残るにしても、マハラは住民が共同で住環境や生活環境を維持または改善するための組織という性格をもっているといえる⁽²⁸⁾。

マハラの活動の大きな特徴のひとつは、住環境や生活環境の維持または発展のために、マハラが相互扶助を組織する機関という面をもつことである。例えば、市民集会の権限のなかには、整備事業、公共の場所の修理および低所得家族の住宅修繕への支援のために寄付を募ることが定められている。また幹部会の権限として、整備事業、緑化、住宅等の維持、児童公園等の設備、道路・橋等の建設・修理・維持といったことへの住民の自発的参加を組織し、そのため資金

として社会的支援を組織することが定められている。これは、住民が労働力または金銭を寄付する（ハシャ、寄進）ことで社会基盤等が整備されてきたというウズベキスタンの伝統にもとづく。さかのぼれば、イスラム教における寄進にその起源があると思われ、世俗化された形態で寄進が継続していると見ることもできる。

このことと関連で指摘しておかなければならないことは、マハラにはその区域の住民がすべて入っているものの、原則として、住民がマハラへ支払う義務的納付金は存在しないことである。市民自治機関の活動の財政基盤は「自己資金、所定の手続で地区および市の人民代議員ソビエトが割り当てる予算ならびに法人および自然人の寄付」（第24条）であると定められている。人民代議員ソビエトからの予算は、人件費および福祉費であり、その他の活動の資金は、自己資金または寄付で賄う必要がある。義務的納付金がないもて何が自己資金かという、ひとつはマハラの事業収入である。幹部会は小企業や理髪店、靴修理、工芸品その他の日常生活サービスの企業を設置することができる（第12条）。財政のあり方ともむすびついて、事業活動を実施していることがマハラの特徴のひとつである。マハラの事業活動は失業対策としての意味をもつ場合がある。とくに事業活動を行わない場合でも、冠婚葬祭を行うための備品の貸出でマハラは収益をあげている。しかしながら、これだけではマハラの財政的基盤は安定しないため、マハラが代行している公共料金の徴収において、一定の割合以上の徴収があった場合には集金額の何割かがマハラの収入になるという制度が設けられている⁽²⁹⁾。

以上のような、住環境や生活環境の維持および発展の他に、マハラは、公的扶助や児童手当、育児手当、高齢者福祉において大きな役割を果たしている。つまり、マハラは福祉機能をもつ。すでに指摘したように、マハラには、低所得家族への扶助および子供のいる家族への手当ての給付の決定のための委員会が設置される。この他、幹部会は二歳までの子供がおり働いていない母にたいする手当についても決定し、給付する。また、介護等の必要な独居高齢者にたいする在宅介護等の実施にも協力する。ただし、現金給付の資金は国が出しており、現金給付におけるマハラの役割は受給者の決定にある。

以上のような住環境や生活環境の維持および発展、そのための相互扶助の組織化や事業活動、さらには福祉機能といったマハラの役割は「市民自治機関について」の法律にマハラの権限として明記されている。しかしながら、マハラがウズベキスタンの社会で果たしている役割を見るためには、法律には書かれていない役割をマハラが果たしていることに眼を向ける必要がある。

これは、制度よりも実態に眼を向けるべきであるというような一般論から言うのではない。マハラの活動のなかに「近代法典」と伝統的規範意識の「ずれ」の実例があると思われるからである。つまりマハラが行っている活動で必ずしも十分に法定されていないが、重要なものが存在する。マハラと国家権力機関、私人または企業等との関係にもそういう面があるが⁽³⁰⁾、この点は別に検討することとして、ここでは、調停委員会による紛争解決について指摘しておきたい。調停委員会による紛争解決については、歴史的伝統的にマハラにおいて長老のもとで紛争解決が図られてきたことを引きついでいる。しかしながら、調停委員会の権限は「市民自治機関について」の法律で明確にされているわけではないし、訴訟手続において調停委員会の権限が定められているわけでもない。

そのような状況であるにもかかわらず、調停委員会は、家事事件や相続、未成年者の養育、近隣紛争といった問題について、事実上の第一審の役割を果たしている。そして、調停委員会で解決できない場合にはじめて裁判所が利用されている。第一審の役割を果たすといっても、それは比喩的な表現であって訴訟法上の規定ではもちろんない。しかしながら、ここにあげた問題の場合には、「調停前置主義」とでもいうべき実態がある。つまり、これらの問題については、紛争当事者間の合意による解決がまず追求され、それで解決されない場合にマハラの調停委員会で調停を受け、それでも解決できない場合に「最後の手段」として裁判所が利用されるという紛争解決の仕組みとなっている。

この点で問題はふたつある。ひとつは、このような事実上の「調停前置主義」+「最後の手段」としての裁判所という紛争解決のあり方、あるいはそれを支える権利意識をめぐる問題である。もうひとつは、どのような規範意識にしたがって調停が行われているかということである。たとえば、離婚を例にとると、ウズベキスタンの家族法は、ソ連の家族法の影響から離婚については破綻主義を採用している。国の制定法が破綻主義を採用しているもとの、マハラの調停委員会はどのような基準で調停を行っているのだろうか。また、この調停で表明される調停委員の側の規範意識は何にもとづくのであろうか。この点はさらに調査が必要であるが、サイドフがいうように「民族文化の一部」としてのイスラム法の規範が世俗化された形で生きているのではないかという仮説にしたがって調査することも無意味ではないと考えられる。

マハラを紛争解決という点から見ると、マハラ自体は制度化されているが、そこでの紛争解決自体は制度化されていない。つまり、ウズベキスタンでは一定の問題についての紛争解決について、国の制定法が定める公式の紛争解決の仕組みと規範とは別に、マハラの調停委員会による紛争解決という「半制度化」された仕組みが存在しているといえる⁽³¹⁾。

おわりに

ウズベキスタンのマハラの検討をつうじてふたつの問題が浮かび上がってきたように思う。ひとつは、言うまでもなく、マハラそれ自体の評価である。もうひとつは、マハラが一定の分野であれ紛争解決機能を果たしているとする、それと法整備支援との関係である。

後者は言い換えると、法整備支援の視点から法多元主義をどのように評価し、法多元主義の状況にある社会への法整備支援の課題をどのように考えるかということである。マハラの調停委員会の紛争解決機能に着目して、あえて図式を描くと、ウズベキスタンには国の制定法による紛争解決の仕組みと、マハラの調停委員会による伝統的な規範意識にもとづく紛争解決の仕組みがあることになる。そうであるとする、前者への支援を行うことだけが課題であるのかどうか、後者の仕組みをどのように評価すべきかが問題となろう。

マハラそれ自体の評価については、マハラが住環境や生活環境を維持および発展させる住民組織という性格をもち、その内部では、自発的貢献原理（奇進）が働いてきたことをどう見るかが重要である。なぜなら、マハラは複数の性格をもつように見えるけれども、自発的貢献原理にもとづく住民組織という性格がもっとも基本的だと考えるからである。しかしながら、現在のマハラの特徴は、そのような原理で働いてきた住民組織が、統治の仕組みの一部として制度化された

という点にある。したがって、この自発的貢献原理にもとづく住民組織という性格と制度化された統治の仕組みの一部という性格とを、どのような関係にあるものとして理解したらよいかか問題となる。

マハラを財政面で見ると、義務的納付金がないという意味で自発的貢献原理が基本的に維持されているといえる。しかしながら、マハラの実質的役割が大きくなれば成程、この自発的貢献原理だけでマハラを維持できないことも明白であろう。この点を解決するために、事業活動を実施しているマハラもあるが、すべてのマハラが事業活動で成功するわけでもない。そうであるとすると、起こりうるのは、義務的納付金以外の安定した財源の確保、義務的納付金制度の導入、それと自発的貢献原理の非自発化である。したがって、マハラ制度化による権限の強化と自発的貢献原理とは抵触する面があるといえる。

したがって、マハラは、制度化されたことよってその本来の性格を失った面がある。さらに、マハラが制度化された統治の仕組みの一部となることで選挙や秩序維持という点で体制末端機能を担っていることも疑いがなくない。しかしながら、そうだからといって「ポストソ連の時期のマハラは、誕生しつつある絶対主義国家の主要なエージェンシー」⁽³²⁾に変容したとまで断定するのは行き過ぎであろう。なぜなら、住民の住環境や生活環境を維持および発展させる住民組織という性格はなくなるからである。

マハラが統治の仕組みの一部として制度化されたことを問題視する見解とともに、そもそも歴史的伝統的な住民組織自体が個人主義と対立し問題であるという見方もある。とくに「近代対伝統」という問題意識からすれば、マハラにおいては個人主義よりも集団主義が優勢であることが批判の対象となりうるし、自発的貢献原理というようなものが存在しうるかどうか疑問にさらされよう。しかしながら、近代が、自発的貢献原理と共同性を欠くものであるという認識も改めて再検討すべきように思われる。

注

- (1) 鮎京正訓『『法整備支援』とは何か？それをどう考えるか？』『社会体制と法』創刊号、20頁。
- (2) トルクスタンという言葉は、アジア中央部、パミール高原および天山山脈を中心としてその東西にわたる範囲をさし（広辞苑）、チュルク系の言語を話しイスラム教を受容した民族が居住している地域である。東トルクスタンは、中国の新疆ウイグル自治区の地域をさす。トルクスタンの西側が旧ソ連に、東側が中国に属するのは、16世紀のロシアと清とのあいだの条約にさかのぼる。
- (3) 日本語に訳すと中央アジアとなるロシア語は二つある。ひとつは、Средняя Азияで、この言葉の示す地理上の範囲は、ウズベキスタン、キルギスタン、タジキスタンおよびトルクメニスタンの領土の地域である。場合により、カザフスタン南部をふくむことがあるものの、カザフ全体はここでの中央アジアには含まれない。もうひとつは、Центральная Азияで、この言葉は、本来は、モンゴル（ゴビ地方）、新疆ウイグルおよびチベットにわたる地域をさす言葉である。しかしながら、この言葉が、日本語の狭義の意味での中央アジアと同じ意味で使われる場合も見受けられるようになっている。
- (4) 日本では、イスラム法そのものへの関心も低かった。
- (5) ツヴァイゲルト／ケッツ著・大木雅夫訳『比較法概論・原論 下』東京大学出版会、1974年。
- (6) 東南アジアについては、安田信之『東南アジア法』日本評論社、2000年がある。中央アジア諸国につ

- いて、文化的法的にひとつのまとまりをもった地域と捉えられるかどうか、今後の検討課題であろう。
- (7) 加藤周一『ウズベック・クロアチア・ケララ紀行—社会主義の三つの顔—』岩波書店、1959年、83頁。
 - (8) 加藤周一、同前、88—89頁。
 - (9) 加藤周一、同前、20頁。
 - (10) 2002年9月にタシケントで行われた国際シンポジウム『法整備と伝統法』でのウズベキスタンの研究者の発言。なお、このシンポジウムについては、名古屋大学法政国際教育協力研究センター『名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター』（CALE News）、2002、No. 8.を参照。
 - (11) 大江泰一郎は、ソ連の社会主義法をそのようなものとして描こうとしている。
 - (12) サミュエル・ハンチントン著・鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、1998年。
 - (13) A. X. Саидов. Сравнительное правоведение : Учебное пособие. Отв. ред. В. А. Туманов. Ташкент, 《Адолат》, 1999. стр. 438 — 454.
 - (14) Там же. Стр. 462.
 - (15) 川島武宜『日本人の法意識』岩波書店、5頁。
 - (16) См. З. Х. Мисроков. Феномен мусльманского права в процессах динамики систем права России (XIX-начало XXI века). Журнал российского права. 2002. № 10, его же. Феномен адатского и мусльманского права народов северного кавказа в процессах трансформации Российской государственности (XIX-начало XXI вв). Государство и право. 2002. № 11.
 - (17) 間野英二『中央アジアの歴史 草原とオアシスの世界』講談社、1977年、58頁。
 - (18) このようなマハラ理解は、タシケント国立法科大学がまとめた、2003年のはじめに実施したマハラの調査についての報告書のなかの、ソ連の時期にマハラが存在した原因についての質問への回答部分に見られる。以後において、2003年1月3日から10日にかけて日本の調査団がタシケントで実施した調査の記録を「調査記録」、日本の調査団の調査とタシケント国立法科大学が実施した調査の結果を日本側の質問にしたがってまとめたものを「まとめ」、タシケント国立法科大学がウズベキスタンの各地で実施した調査の記録を「調査報告書」と記載したい。
 - (19) 「まとめ」の「市民自治機関について」の法律の改正増補についての質問への回答部分。
 - (20) なお、地区の中心地から訪問しにくく、遠隔の町、村および遊牧村で法律が定める場合には、そこに行政委員会を置くことになっている。
 - (21) 「まとめ」の一年当たりの市民集会の開催数についての質問への回答部分。
 - (22) 「調査記録」のアクマリの部分。
 - (23) 「まとめ」のマハラの委員会についての質問への回答部分、「調査報告書」の委員会の部分、また「調査記録」のマハラの委員会についての質問への回答部分。
 - (24) 「調査記録」のアクマリの部分。
 - (25) 「まとめ」の長の選挙における長官の影響力についての質問への回答部分およびこの点について「調査報告書」のフェルガナ州での回答部分（マリコヴァ担当）。
 - (26) 「調査記録」の2003年1月6日の部分。なお、女性会議の議長にも給与が出ていると説明される場合もあった（「調査記録」のアクマリの部分）。
 - (27) 「調査報告書」のフェルガナおよびナマガン州のチャイハナと寺院についての質問への回答部分。
 - (28) この小論では十分取り上げられなかったが、マハラはウズベキスタン人およびタジク人の組織という面が強い。ロシア人や朝鮮人がマハラの活動にどのようにかかわっているか、あるいはロシア人や朝鮮人の多く住む地域でのマハラについては今後の検討課題である。
 - (29) 全額徴収の場合には20%が、75%以上徴収の場合には10%が、マハラの収入となる。

- (30) マハラと国家権力機関との関係については、2003年はじめの調査で中心となる質問項目とした。マハラが、施設の設置や土地利用についての国家権力機関の決定にたいして影響力を行使できる場合があることは確認できるが、それが法律上のものか、事実上のものかについては、さらに検討が必要である。
- (31) キルギスタンでは、長老（アクサカル）裁判所が新設された（2002年7月5日）ことが注目される。居住地の住民集会で選挙されたものが、長老裁判所の裁判官となる（第11条）。長老裁判所は、「婚姻家族関係の分野での民族的伝統および慣習と結びついた財産紛争」をはじめとして、一定の民事上の紛争を解決する（第15条）。
- (32) Eric W. Sivers. Uzbekistan's Mahalla: From Soviet to Absolutist Residential Community Associations. *The Journal of International and Comparative Law at Chicago-Kent*. Vol 2, 2000. p. 152.